（備考）１　この用紙の大きさは、縦54㎜、横85㎜とする。

２　発行者は、個人情報保護委員会、内閣総理大臣、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。）、同法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、国家公安委員会、警察庁長官、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部若しくは同法第三十条第一項の地方機関の長、カジノ管理委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の庁の長、同法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長又は同法第二十条第一項若しくは第二項の職とする。

別記様式２

第　　号

身　分　証　明　書

官職

氏名

写

真

年　月　日生

年　月　日交付

上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

個人情報保護委員会　　印

（備考）１　この用紙の大きさは、縦54㎜、横85㎜とする。

２　個人情報の保護に関する法律第143条第１項に基づく立入検査を合わせて実施する場合は、同規定を併記する。

（備考）１　この用紙の大きさは、縦54㎜、横85㎜とする。

２　発行者は、個人情報保護委員会、内閣総理大臣、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項の庁の長（金融庁長官を除く。）、同法第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職若しくは同法第四十三条若しくは第五十七条の地方支分部局の長、国家公安委員会、警察庁長官、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部若しくは同法第三十条第一項の地方機関の長、カジノ管理委員会、金融庁長官、証券取引等監視委員会、財務局長、福岡財務支局長、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の庁の長、同法第七条の官房、局若しくは部の長、同法第九条の地方支分部局の長又は同法第二十条第一項若しくは第二項の職とする。

別記様式２

第　　号

身　分　証　明　書

官職

氏名

写

真

年　月　日生

年　月　日交付

上記の者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十五条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

個人情報保護委員会　　印

（備考）１　この用紙の大きさは、縦54㎜、横85㎜とする。

２　個人情報の保護に関する法律第40条第１項に基づく立入検査を合わせて実施する場合は、同規定を併記する。

附　則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第五十条の規定の施行の日から施行する。